

令和4年度 長崎地方最低賃金審議会第2回専門部会 議事要旨

- 1 日 時：令和4年8月5日（金） 8時55分～10時43分
- 2 場 所：長崎労働局8階会議室
- 3 出席者：公益委員3名 労働側委員3名 使用者側委員3名
- 4 議 題（1）長崎県最低賃金の改正について
（2）今後の審議日程について

5 審議要旨

議題（1）について

①労働者側委員の意見

- ・ 長崎市の消費者物価指数、「持家の帰属家賃を除く総合」をみると、4月2.4%、5月2.5%、6月2.4%という状況。8月以降はさらに食品や飲料品1万品目以上が値上げを予定しているとの報道もある。最賃近傍の労働者はさらに困窮する。
- ・ 最賃近傍労働者はすでに生活必需品も含めてやりくりしている状態である。今回の引き上げ分はもれなく消費に回されるはずで、経済へのリターンも得られる。
- ・ 1円、2円、他県より先んじることが「人への投資」であり、メッセージになる。

②使用者側委員の意見

- ・ 九州各局のDランクの影響率を確認したが、大体各局850円と851円のところが概ね18%台である。直前の849円のところが13～15%台。850円に乗るゾーンのところでは影響率が上がる傾向がある。人の心理として850円で払う会社が多いため、数字が上がっており、各県とも影響率は大きい。
- ・ 物価高の影響は労働者だけのことではない。使用者も影響を受けている。中賃の目安の数字に労働者への影響のみ書いてあるのは意図的で片落ちである。
- ・ 最賃は労働者に100%適用されるが、生産性向上のための業務改善助成金は100%の会社には適用されていない。物価高の影響が明らかなら、事業者にも直接的な支援策を出してほしい。

③公益委員の意見

- ・ 労使双方の主張には依然として大きな開きがある。全会一致が困難なようであれば、第3回専門部会では公益委員見解を提示して採択を行う方針とする。

議題（2）について

第3回専門部会を8月12日、午前9時30分から、第3回本審を同日13時30分から開催することが合意された。